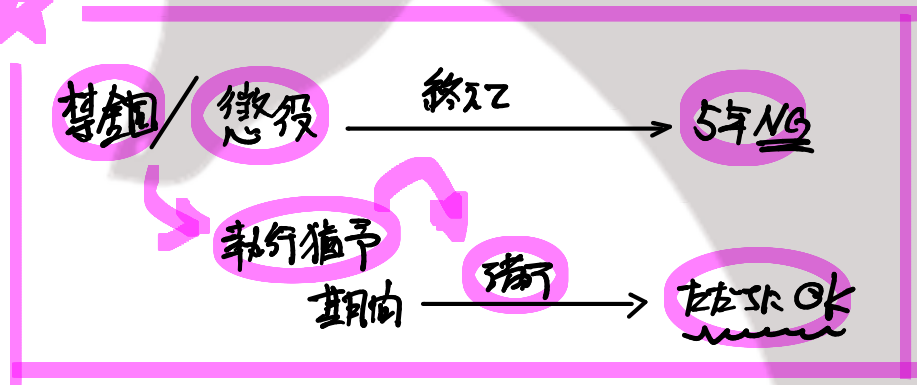


宅建朝から1問 宅建業法 免許の基準 宅建 R02(10月)-43-1《#906》

【問】正誤をつけよ。

免許を受けようとするA社の取締役が刑法第204条(傷害)の罪により懲役1年執行猶予2年の刑に処せられた場合、刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を満了し、その日から5年を経過しなければ、A社は免許を受けることができない。



【答え】誤り

《ポイント》 免許の基準【宅建★入門】

① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、免許を受けることができない。

⇒ 執行猶予が付された場合、執行猶予期間中は免許を受けることができないが、執行猶予期間が満了すれば、直ちに免許を受けることができる

② 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに欠格事由に該当する者のあるものは、免許を受けることができない。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>